

○岡山県警察被害者支援推進委員会設置要綱

(平成8年2月23日警察訓令第2号)

改正 平成11年4月1日警察訓令第13号 平成13年8月20日警察訓令第25号
平成16年3月10日警察訓令第9号 平成18年3月17日警察訓令第7号
平成20年3月14日警察訓令第9号 平成20年3月28日警察訓令第12号
平成20年7月1日警察訓令第17号 平成21年3月9日警察訓令第3号
平成22年3月16日警察訓令第6号 平成23年3月4日警察訓令第4号
平成24年3月23日警察訓令第7号 平成24年4月4日警察訓令第12号
平成27年3月5日警察訓令第2号 平成28年8月24日警察訓令第22号
令和3年3月24日警察訓令第7号 令和4年3月10日警察訓令第9号

岡山県警察被害者対策推進委員会設置要綱を次のように定める。

岡山県警察被害者支援推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県警察において行う被害者支援に関し、従来の施策の見直しと新たな施策を総合的に推進するための組織の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被害者 犯罪(刑事事件として立件されていない犯罪及び犯罪に類する行為を含む。)による被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (2) 警察の被害者支援 警察の活動のうち、被害者の視点に立ち、被害者のニーズに対応する形で行われる被害者をめぐる活動をいう。

(委員会の設置)

第3条 警察本部に岡山県警察被害者支援推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 副委員長 警務部長
- (3) 委員 生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官、総務統括官、組織犯罪対策統括官、県民広報課長、警務課長

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、今後の被害者支援について、警察庁長官が定める基本計画及び岡山県知事が定める指針を踏まえて警察本部長が策定した基本計画に沿って、その効果的な方策を総合的に検討し、必要な調整を行い、その推進を図ることを任務とする。

(委員会の会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第7条 委員会の下に幹事会を置き、その構成は次のとおりとする。

(1) 幹事長 総務統括官

(2) 副幹事長 県民広報課長

(3) 幹事 警務課長、会計課長、生活安全企画課長、人身安全対策課長、少年課長、地域課長、刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第三課長、組織犯罪対策第一課長、交通企画課長、交通指導課長、公安課長、外事課長

2 幹事長は、会務を総括し、幹事会を代表する。

3 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(幹事会の任務)

第8条 幹事会は、第5条に定める委員会の任務を実現するため必要な調査、研究等を行うものとする。

2 幹事長は、幹事会における調査、研究等の経緯及び推進状況を必要に応じて委員長に報告するものとする。

(幹事会の会議)

第9条 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、その会議を主宰する。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会の設置)

第10条 幹事会の下に部会を置き、その構成は次のとおりとする。

(1) 部会長 県民広報課犯罪被害者支援室長

(2) 会員 県民広報課、警務課、会計課、生活安全企画課、人身安全対策課、少年課、地域課、刑事企画課、捜査第一課、捜査第三課、組織犯罪対策第一課、交通企画課、交通指導課、公安課、外事課の企画(指導)担当課長補佐又はこれに相当する職にある者

2 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

(部会の任務)

第 11 条 部会は、幹事会を補佐するとともに、幹事会の任務を実現するため必要な調査、研究等を行うものとする。

2 部会長は、部会における調査、研究等の経緯及び進捗状況を必要に応じて幹事長に報告するものとする。

(部会の会議)

第 12 条 部会長は、必要に応じて部会を招集し、その会議を主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第 13 条 委員会及び幹事会の庶務は、県民広報課において行うものとする。

附 則

この訓令は、平成 8 年 2 月 23 日から施行する。

附 則(平成 11 年 4 月 1 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 8 月 20 日警察訓令第 25 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 20 年 3 月 14 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 20 年 3 月 21 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 20 年 3 月 28 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 1 日警察訓令第 17 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 22 年 3 月 16 日警察訓令第 6 号)

この訓令は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 4 日警察訓令第 12 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 5 日警察訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 28 年 8 月 24 日警察訓令第 22 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

〔略〕

附 則(令和 4 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、令和 4 年 3 月 11 日から施行する。